

札幌市建設機械運転免許取得助成金交付要綱

平成 27 年 3 月 31 日	建設局長決裁
平成 28 年 3 月 31 日	一部改定
平成 29 年 3 月 31 日	一部改定
平成 30 年 3 月 31 日	一部改定
令和元年 7 月 23 日	一部改定
令和 2 年 4 月 1 日	一部改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、本市の道路維持除雪業務に携わる人材の育成を図るため、札幌市建設機械運転免許取得助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付)

第 2 条 市長は、次条に規定する運転免許取得者が第 5 条に規定する免許を取得する際に、当該運転免許取得者を雇用している事業主に対し、免許取得に要した費用の一部として、予算の範囲内で、この要綱に定めるところにより助成金を支給する。

(運転免許取得者)

第 3 条 運転免許取得者は、次条に規定する対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者とする。

(対象事業主)

第 4 条 助成金の交付対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する事業主

ア 申請年度前 3 年で、特定共同企業体の代表者若しくは構成員として本市発注の道路維持除雪業務を受注した事業所若しくは民活型雪堆積場管理業務を受注した事業所（特定共同企業体として受注した場合は、その代表者又は構成員）の事業主又は当該事業所と統廃合のあった事業所の事業主

イ 申請年度前 3 年で、上記事業者と下請負人として直接契約を締結（一次下請）し、本市発注の道路維持除雪業務の一部を請負った事業所若しくは民活型雪

堆積場管理業務の一部を請負った事業所（特定共同企業体として受注した場合は、その代表者又は構成員）の事業主又は当該事業所と統廃合のあった事業所の事業主

(2) 札幌市税に滞納がない事業主

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない事業主

(4) 労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令を遵守している事業主

(助成対象免許)

第5条 助成対象となる免許は、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号。以下「道交法」という。）第84条第3項に規定する大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）とする。

(助成対象経費)

第6条 対象事業主に対する助成対象経費は、道交法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「教習所」という。）が行う免許を取得するための教習に要する費用とする。なお、助成対象経費には消費税等相当額を含むものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、教習に要する費用の2分の1に相当する額とする。ただし、当該金額が4万円を超える場合は、4万円を限度とする。

2 前項で算定した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(併給調整)

第8条 国が実施する第5条に規定する免許取得を支給要件とする助成金については、第6条に規定する教習に要する費用から控除し、前条第1項に規定する助成金の額を

算定するものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、教習所への入所を申し込む前に、札幌市建設機械運転免許取得助成金交付申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 運転免許取得者の雇用契約書(写し)
- (2) 運転免許取得者の在職証明書(様式2)
- (3) 対象事業主の札幌市税に滞納がないことの証明書(指名願)
- (4) 事業所の統廃合があった場合は、統廃合の関係性がわかる書類
- (5) 施工体系図等、第4条第1号第2号に規定する助成金の交付対象事業主であることがわかる書類

(助成金交付の決定等)

第10条 市長は、申請を受理したときは、その内容を審査し適当と認められる場合、助成金の交付を決定する。

- 2 前項の決定をしたときは、札幌市建設機械運転免許取得助成金交付決定通知書(様式3)により、助成金の交付申請をした対象事業主に通知する。
- 3 助成金の交付条件に適合しないと認められる場合においては、札幌市建設機械運転免許取得助成金不交付決定通知書(様式4)により、助成金の交付申請をした対象事業主に通知する。

(助成金の報告)

第11条 前条第2項の通知を受けた対象事業主は、運転免許取得結果報告書(様式5)に、次に掲げる書類を添付のうえ、市長に対し報告する。

- (1) 運転免許取得者が取得した大型特殊免許証の写し(免許取得年月日及び氏名がわかる部分)
- (2) 教習所への費用支払領収書(原本)
- (3) 第8条に該当する場合は、その助成金額等がわかる書類(決定通知書等の写し)

(助成金額の決定等)

第 12 条 市長は、前条の報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、第 7 条に規定する助成金の額を決定し交付するものとする。

(助成金支給状況の確認)

第 13 条 第 6 条に規定する教習に要する費用を負担した者が免許取得対象者である場合にあっては、対象事業主は、助成金受給後 30 日以内に支給状況報告書（様式 6）により、助成金の支給状況を報告するものとする。

(助成金の申請等期日)

第 14 条 助成金の申請及び報告は、次の各号に定める期日までに行うものとする。

- (1) 助成金の交付申請は、各年度の 2 月末日まで
- (2) 助成金の報告は、当該交付申請年度の 3 月末日まで

(変更の報告)

第 15 条 対象事業主は、第 9 条の規定に基づく申請書を提出した後において、記載事項に変更が生じたときは、直ちに書面によりその内容を市長に報告しなければならない。

(対象者の状況報告)

第 16 条 第 12 条により助成金の交付を受けた対象事業主は、運転免許取得者の免許交付日から起算して 1 年の日の雇用状況を、雇用状況報告書（様式 7）に運転免許取得者の健康保険証の写し等、雇用が継続していることを確認できる書類を添付のうえ、市長に報告するものとする。

2 前項の雇用状況報告は、助成金の報告を行った翌年度末までに行うものとする。

(助成の決定取消し等)

第 17 条 市長は、第 10 条により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消すことができ、助成金を交付している場合は、返還を求めることができる。

- (1) 申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。

- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 助成を受け、免許取得した者が取得後 1 年以内に退職したとき。
- (4) その他不正の行為があったとき。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に当たり必要な事項については、土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 7 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。